

令和5年第4回

相良村議会3月定例会会議録

開 会 令和5年3月 6日
閉 会 令和5年3月10日

熊本県相良村議会

相良村議会議員名簿

任期 自R 3. 5. 1

至R 7. 4. 30

職 名	氏 名	議席	職 名	氏 名	議席
議 長	黒 木 正 照	10	議 員	徳 田 正 臣	4
副議長	市 岡 智 恵	9	議 員	中 村 重 道	5
議 員	川 邊 一 徳	1	議 員	西 本 巳喜男	6
議 員	坂 田 朋 美	2	議 員	高 岡 重 盛	7
議 員	永 田 博 人	3	議 員	小 善 満 子	8

常任委員会構成

委 員 会	総務文教	産業福祉
委 員 長	高 岡 重 盛	中 村 重 道
副 委 員 長	西 本 巳喜男	永 田 博 人
委 員	黒 木 正 照	小 善 満 子
	徳 田 正 臣	市 岡 智 恵
	坂 田 朋 美	川 邊 一 徳
定 数	5 人	5 人

令和5年第4回 相良村議会定例会 会期日程

(会期3月6日から3月10日 5日間)

月	日	曜	種 別	内 容
3	6	月	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の上程 提案理由の説明 議案第9号、議案第10号、議案第13号 (質疑) 提案理由の説明 議案第11号 (質疑) 提案理由の説明 議案第12号 (質疑)) 提案理由の説明 議案第14号 (質疑) 提案理由の説明 議案第15号 (質疑) 提案理由の説明 議案第16号 (質疑) 提案理由の説明 議案第17号 (質疑) 提案理由の説明 議案第18号 (質疑) 提案理由の説明 議案第19号 (質疑) 提案理由の説明 議案第20号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第21号から議案第25号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第26号 提案理由の説明 議案第27号から議案第31号 (質疑) 提案理由の説明 議案第32号、議案第33号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第34号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 議案第35号 (質疑・討論・採決) 提案理由の説明 発委第1号 (質疑) 委員会付託 議案第9号から議案第19号 議案第26号から議案第31号

月	日	曜	種 別	内 容
3	6	月	委員会	付託議案審査（連合審査）
3	7	火	委員会	付託議案審査（連合審査）
3	8	水	委員会	付託議案審査（連合審査）、各常任委員会
3	9	木	本会議	一般質問
3	10	金	本会議	委員会審査の結果報告（各常任委員会） 議案第9号から議案第19号 議案第26号から議案第31号 （質疑・討論・採決） 発委第1号 （討論・採決） 議員派遣の件 閉会中の継続調査申し出の件 閉会

第4回相良村議会3月定例会会議録

令和5年3月6日（月）開会

（第1号）

相 良 村 議 会

令和5年第4回相良村議会定例会（第1号）

令和5年3月6日

午前10時00分開会

於 会議場

開 議

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第9号 相良村個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第4 議案第10号 相良村情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第6 議案第11号 相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
(質疑)
- 日程第7 議案第12号 相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第8 議案第14号 相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第9 議案第15号 相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第10 議案第16号 相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第11 議案第17号 相良村子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第12 議案第18号 相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第13 議案第19号 相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑)
- 日程第14 議案第20号 令和4年度相良村一般会計補正予算（第13号）

(質疑・討論・採決)

- 日程第15 議案第21号 令和4年度相良村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第16 議案第22号 令和4年度相良村簡易水道特別会計補正予算(第5号)
日程第17 議案第23号 令和4年度相良村農業集落排水特別会計補正予算(第5号)
日程第18 議案第24号 令和4年度相良村介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第19 議案第25号 令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(質疑・討論・採決)

- 日程第20 議案第26号 令和5年度相良村一般会計予算

(質疑)

- 日程第21 議案第27号 令和5年度相良村国民健康保険特別会計予算
日程第22 議案第28号 令和5年度相良村簡易水道特別会計予算
日程第23 議案第29号 令和5年度相良村農業集落排水特別会計予算
日程第24 議案第30号 令和5年度相良村介護保険特別会計予算
日程第25 議案第31号 令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計予算

(質疑)

- 日程第26 議案第32号 村道路線の廃止について
日程第27 議案第33号 村道路線の認定について

(質疑・討論・採決)

- 日程第28 議案第34号 人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について

(質疑・討論・採決)

- 日程第29 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

(質疑・討論・採決)

- 日程第30 発委第1号 相良村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

(質疑)

- 日程第31 委員会付託 議案第9号から議案第19号、議案第26号から議案第31号

散 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 川 邊 一 徳 君 | 6番 西 本 巳喜男 君 |
| 2番 坂 田 朋 美 君 | 7番 高 岡 重 盛 君 |
| 3番 永 田 博 人 君 | 8番 小 善 満 子 君 |
| 4番 徳 田 正 臣 君 | 9番 市 岡 智 恵 君 |
| 5番 中 村 重 道 君 | 10番 黒 木 正 照 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9名)

村 長	吉 松 啓 一 君	保健福祉課長	平 川 千 春 君
教 育 長	緒 方 俊一郎 君	建 設 課 長	大 土 手 寛 君
総 務 課 長	川 邊 俊 二 君	教 育 課 長	出 合 宏 光 君
会 計 管 理 者	渋 谷 美佐江 君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	平 田 智 博 君
税 務 課 長	村 山 竜 二 君		

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君

開会 午前 10 時 00 分

○

○議長(黒木正照君) おはようございます。全員出席でございます。ただいまから令和 5 年第 4 回相良村議会定例会を開会します。本定例会中は、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、マスク着用を認めています。これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(黒木正照君) 日程に従いまして、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、3 番議員、永田博人君、
{「はい。」と、3 番議員。}
4 番議員、徳田正臣君、
{「はい。」と、4 番議員。}
を指名します。

○

日程第 2 会期の決定

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 2、会期の決定の件を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 10 日までの 5 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。
{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}
異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 10 日までの 5 日間に決定しました。

○

日程第 3 議案第 9 号、日程第 4 議案第 10 号、日程第 5 議案第 13 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 3、議案第 9 号、相良村個人情報保護法施行条例の制定について、日程第 4、議案第 10 号、相良村情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について及び日程第 5、議案第 13 号、相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。
{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) おはようございます。それでは、議案第 9 号、相良村個人情報保護法施行条例の制定について及び議案第 10 号、相良村情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について並びに議案第 13 号、相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括して提案理由をご説明申し上げますが、3 条例ともに個人情報の保護に関する法律の改正に伴います関係条例の制定等でございます。まず初めに、議案第 9 号、相良村個人情報保護法施行条例の制定についてご

説明申し上げます。本条例は、個人情報の保護に関する法律の制定において、デジタル社会の発展による国民の情報に関する意識の高まりやイノベーションを促進するための個人情報の保護と活用のバランス、海外へのデータ流通による新たなリスク対応など、個人情報の取り扱いが全国的に統一されることに伴い、これまで制定していました相良村個人情報保護条例を廃止し、新たに相良村個人情報保護法施行条例の制定についてご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、個人情報の扱いは法律に基づいて取り扱うこととなり、開示請求に係る手数料や写しの交付の費用負担、審議会への諮問などについて定めるものでございます。次に、議案第10号、相良村情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。本条例は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、相良村情報公開条例に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律及び相良村議会の個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報保護制度の適正な取扱いを確保するための審議会を設置する必要があるため、相良村情報公開・個人情報保護審議会条例の制定についてご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、審議会の所掌事務、意見の聴取、守秘義務などについて定めるものでございます。最後に、議案第13号、相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、個人情報の保護に関する法律の改正による相良村個人情報保護法の廃止に伴い、条文中に明記している文言を改める必要が生じたので、相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第9号及び議案第10号並びに議案第11号につきまして提案理由をご説明いたしました。内容を審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、8番議員。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 8番議員です。これ質疑というほどではないんですが、議案第9号の、この裏のほうの提案理由が書いてありますね。ここのところの施行という、行うという字が抜けてるんですよ。提案理由。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、相良村個人情報保護法施行の行、行うというのが、条例を制定する必要があるということで。こういうことはやはりきちっと、やはり施行が抜けてないと、なりませんので、そこだけでございます。

{「はい。」と、村長。}

○8番(小善満子君) 何かある。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 失礼申し上げました。提案理由の後ろのほうに、施行の行の行の字が抜けておりました。訂正させていただきます。

○8番(小善満子君) はい。

○村長(吉松啓一君) はい、よろしくお願いします。

○8番(小善満子君) 以上です。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ございませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第6 議案第11号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第6、議案第11号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第11号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度の専門的な知識経験者、職員の育児休業取得期間中など、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は災害などが発生し、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、その他介護休暇など、職員が承認を受けて勤務しない時間など、既存職員の配置換えなどでは業務処理が困難と判断される場合に、期限を定めて一般職職員を任用できるようにするため、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第11号につきまして提案理由をご説明いたしました、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第7 議案第12号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第7、議案第12号、相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 12 号、相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、村が保有する公文書の公開請求権を拡大し、さらなる開かれた村政の実現を図るとともに、村政に対する村民の理解と信頼を深め、公正かつ民主的な村政の発展に寄与するため、相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定につきましてご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、これまで公文書の開示請求権者を村民等に限定したうえで努力義務規定を適用し、すべての方を開示請求対象者としていましたが、開示請求権者について、誰でも開示請求できるように改正するものでございます。以上、議案第 12 号につきまして提案理由をご説明いたしました但、内容をご審議のうゑ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長(黒木正照君)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 8 議案第 14 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 8、議案第 14 号、相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 14 号、相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、職員が地域スポーツの指導者、小中学校の P T A 活動、地域ボランティア活動への参加など、様々な公務以外の活動を安心して取り組むことができるようにするため、相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。具体的な内容につきましては、職員が禁固の刑に処せられ、その刑の執行される者で、職務上又は交通事故に限らず、その罪が過失による事故である場合は失職の例外として取り扱うことができるようにするものでございます。以上、議案第 14 号につきまして提案理由をご説明いたしましたが、内容をご審議のうゑ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長(黒木正照君)** 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 9 議案第 15 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 9、議案第 15 号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 15 号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在確認などの基準を追加する必要があるため、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第 15 号につきまして提案理由をご説明いたしました。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) すみません。ここでちょっと暫時休憩を取らせてください。



休憩 午前 10 時 14 分

再開 午前 10 時 26 分



○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。お諮りします。日程第 9、を議案第 16 号として、日程第 10 を議案第 15 号として議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

{「はい。」と、呼ぶ者あり。}

はい、異議なしと認めます。次に、日程第 9、議案第 15 号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

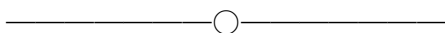
○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 15 号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在確認などの基準を追加する必要があるため、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでござ

ざいます。以上、議案第 15 号につきまして提案理由をご説明いたしましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 10 議案第 16 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 10、議案第 16 号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

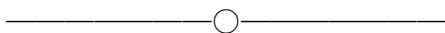
{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 16 号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法等の改正及び児童福祉施設の整備運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、本条例で引用する条項の改正等に伴い、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第 16 号につきまして提案理由をご説明いたしましたが、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 11 議案第 17 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 11、議案第 17 号、相良村子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 17 号、相良村子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴い関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て

支援法が改正され、本条例で引用する条項の改正等が必要であるため、相良村子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第 17 号につきまして提案理由をご説明いたしました。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 12 議案第 18 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 12、議案第 18 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 18 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、出産育児一時金の支給額が 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に改正されたため、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第 18 号につきまして提案理由をご説明いたしました。内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 13 議案第 19 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 13、議案第 19 号、相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 19 号、相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。今回の条例改正は、部

落差別の解消の推進に関する法律で規定している国の責務である、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査への協力を条例に反映させるため、相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご提案するものでございます。以上、議案第 19 号につきまして提案理由をご説明いたしました但、内容をご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) 村長に一つだけといいますか、2 点お尋ねしたいと思っております。今まで条例改正、制定とか改正案が出たところでありますが、この 19 号のこの議案は、他のとちょっと異質なものがあるかと思っておりますので、お尋ねするところ、質疑するところでもあります。まず 1 点目は、相良村内ないしはこの地域内に被差別部落があるのかどうか、あるかないかの一言でいいです。細かな地域はよろしいです。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

{「はい。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) この件につきましては、あるかないかの答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

○4 番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) 本当だったらあるかないかは、具体的な地域名は言うてはいけないことだと思っておりますが、あるかないかはしっかりとらえて言うべき、答弁することではないかなと思っております。では次に、寝た子を起こすということが、よく言葉、言われておりますが、この問題を解決といいますか推進するにあたりまして、大きなキーワード、言葉でありますので、この言葉について、どのような捉え方をされているか、お尋ねしたいと思っております。

○議長(黒木正照君) 答えられます。

{「はい。」と、村長。}

はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 寝た子を起こすと、今、使うか使わないか分かりませんが、昔はそういうことを使われてされたようでございますが、現在は使われていないようでございます。この問題につきましてはいろいろ答弁等も支障といいますか、いろいろ出てくる場合がありますので、これについてはなかなかお答えできないということでございます。以上です。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) いや、ちょっと認識がたぶんされてないんじゃないかと思いますが、寝た子を起こすという言葉はどう捉えるかによって、この問題の対応がありますので。答弁ができないということでありますんで、以上でよろしいです。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

はい。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第14 議案第20号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第14、議案第20号、令和4年度相良村一般会計補正予算第13号を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第20号、令和4年度相良村一般会計補正予算第13号についてご説明申し上げます。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億1,506万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,292万3,000円とするものでございます。それでは、歳出の主なものにつきまして10ページの歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、議会費関係では73万円の減額補正ですが、不用と見込まれる額の減額補正をお願いするものでございます。次に、総務費関係では4,088万4,000円の減額補正ですが、22ページの総務管理費の一般管理費の職員手当等で、一般職員の時間外勤務手当として80万円、23ページの積立金で、地方債の償還財源として活用する減債基金積立金として1,218万7,000円、26ページの企画費の補助金で、地方路線バス補助金として115万9,000円などの増額補正をお願いし23ページの総務管理費の一般管理費の積立金で、企業版ふるさと納税分の地域振興基金への積立金300万円、26ページの企画費の委託料で、年度内の実施が困難となった宅地造成地登記測量図作成業務委託料612万7,000円、避難地用地購入費300万円、27ページで、くま川鉄道安定化補助金320万円、空き家活用事業補助金500万円、30ページの戸籍住民基本台帳費の負担金で、地方公共団体システム機構への通知カード・個人番号カード事務負担金189万6,000円の減額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額を減額するものでございます。次に、民生費関係では4,349万円の減額補正ですが、33ページの社会福祉費の老人福祉費の扶助費で、養護老人ホームの措置費増額分として20万円、35ページの児童福祉費の児童福祉総務費で、地域療育センター運営負担金として9万9,000円、児童措置費の扶助費で、副食費給付費として7万7,000円などの増額補正をお願いし、33ページの社会福祉費の社会福祉総務費の扶助費で、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金事業費295万円、介護保険特別会計への繰出金

622 万 1,000 円、34 ページの障害者福祉費の扶助費で、障害者福祉サービス費 700 万円、35 ページの児童福祉費の児童福祉総務費で、障害福祉サービス費 350 万円、児童措置費で、障害児保育事業補助金 208 万 8,000 円、児童手当 340 万円の減額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額を減額するものでございます。次に、衛生費関係では 1,016 万 6,000 円の減額補正ですが、37 ページの保健衛生費の保健衛生総務費で、自殺対策推進事業費返還金として 8 万 2,000 円、予防費で特定感染症検査等事業返還金として 18 万 5,000 円の増額補正をお願いし、同じく 37 ページの保健衛生費の保健衛生総務費の扶助費で、子ども医療費 180 万円、簡易水道特別会計への繰出金 132 万 3,000 円、健康増進費で健康診査委託料 350 万円、38 ページの清掃費の塵芥し尿処理費で、合併処理浄化槽設置補助金 118 万円の減額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額を減額するものでございます。次に、農林水産業費関係では 8,522 万 3,000 円の減額補正ですが、40 ページの農業費の農業振興費で、燃油等価格高騰により農業経営に影響を受けている施設園芸農家を支援するため、相良村燃油等高騰対策補助金として 100 万円などの増額補正をお願いし、同じく 40 ページの農業費の畜産業費で、畜産経営継続支援金 325 万円、農地費で農道維持修繕料等 100 万円、川辺川総合土地改良費で、国営川辺川総合土地改良事業負担金 701 万 4,000 円、農地費の修繕料で、41 ページの台風 14 号災害農道補修料 407 万円、農道維持管理及び台風 14 号災害農道補修重機借上料 995 万円、42 ページの農業経営基盤強化促進対策事業費の補助金で、相良村農林業新規就労サポート事業 125 万円、農業機械等導入支援事業補助金 133 万円、農業機械等共同利用促進支援事業補助金 200 万円、農村総合整備事業費で、農業集落排水特別会計への繰出金 1,385 万 5,000 円、43 ページの農業農村整備事業で、特定農業用管水路等特別対策事業 954 万円、多面的機能支払交付金事業補助金 276 万円、林業費の林業総務費で 43 ページの有害鳥獣捕獲報償金 393 万円、公有林整備費で、台風 14 号災害作業道補修等手数料として 507 万円、林道維持費で、林道維持及び台風 14 号災害林道補修修繕料として 300 万円、46 ページの森林経営管理事業費の積立金で、森林環境譲与税基金への積立金 245 万 1,000 円の減額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額を減額するものでございます。次に、商工費関係では 1,398 万円の減額補正ですが、商工費の商工業振興費で、47 ページの機械器具費で、自動販売機導入事業 211 万円、営業時間短縮要請協力金市町村負担金 170 万円、観光費で、相良産業文化祭運営補助金 868 万円の減額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額を減額するものでございます。次に、土木費関係では 4,062 万円の減額補正ですが、47 ページの土木管理費の土木総務費で、樋門操作委託料として 8 万 4,000 円、49 ページの道路橋梁費の道路新設改良費で、村道平原十島線道路改良工事請負費として 700 万円、同路線未契約事故繰越分として 20 万円、50 ページの橋梁維持費で、錦町に対する木綿葉大橋照明及び木綿葉大橋補修補強事業負担金として 1,614 万 3,000 円

などの増額補正をお願いし、48 ページの土木管理費の土木総務費の負担金で、単県改良事業の負担金 201 万 6,000 円、耐震関連事業補助金 804 万 9,000 円、道路橋梁費の道路維持費で、台風 14 号災害村道補修修繕料 1,905 万円、49 ページで、村道維持管理及び台風 14 号災害村道補修重機借上料 473 万円、道路新設改良費で、村道平原十島線用地測量調査業務委託料及び同路線修正測量設計業務委託料 854 万 5,000 円、村道月形線道路改良工事請負費 114 万 8,000 円、50 ページの橋梁新設改良費で、村道新村井沢線（新村橋河川等災害復旧関連事業工事請負費 1,123 万 1,000 円の減額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額を減額するものでございます。次に、消防費関係では、482 万 8,000 円の減額補正ですが、53 ページの消防費の消防自動車修繕料として 8 万 6,000 円、防災対策費で、屋外用ネットワークカメラ及び防災倉庫電気料として 1 万 4,000 円の増額補正をお願いし、新型コロナウイルス感染拡大による消防出初式の中止に伴い関係経費の減額補正のほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額を減額するものでございます。次に、教育費関係では 2,072 万 8,000 円の減額補正ですが、55 ページの小学校費の学校管理費で、南小学校の施設修繕料として 49 万 5,000 円、57 ページの中学校費の教育振興費で、準要保護児童生徒援助費として 17 万 4,000 円の増額補正をお願いし、56 ページの小学校費で台風災害対策費で、北小学校屋外運動場整備請負費 441 万円、中学校費の学校管理費で、57 ページの委託料で、中学校外壁劣化調査業務委託 500 万円、59 ページの社会教育費の社会教育施設費で、地域集会施設等整備事業補助金 250 万円の減額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い不要と見込まれる額を減額するものでございます。最後に、災害復旧費関係では 1 億 5,441 万 8,000 円の減額補正ですが、62 ページの農林水産施設災害復旧費の林業施設災害復旧費で、令和 4 年発生林道廻線災害復旧工事請負費として 71 万円、令和 4 年発生林道相良五木線災害復旧工事請負費として 4,382 万 6,000 円、63 ページの公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、令和 2 年発生村道深水山口線道路災害復旧工事請負費として 500 万円の増額補正をお願いし、61 ページの農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧費で、台風 14 号農地災害復旧工事測量設計業務委託料 1,023 万円、令和 2 年発生被災農地災害復旧工事請負費 2,100 万円、令和 2 年発生小規模災害復旧事業費補助金 300 万円、62 ページの農業用施設災害復旧費で、台風 14 号農業用施設災害復旧工事測量設計業務委託料 1,216 万円、林道施設災害復旧費で、林道施設災害復旧測量設計業務委託 1,000 万円、令和 2 年発生林道相良五木線災害復旧工事請負費 3,080 万 7,000 円、63 ページの公共土木施設災害復旧費の道路橋梁災害復旧費で、道路災害復旧測量設計業務委託料 400 万円、令和 2 年発生村道野原椎葉線道路災害復旧工事請負費 500 万円、令和 2 年発生村道新村井沢線（新村橋）橋梁災害復旧工事 1 億 43 万 3,000 円の減額補正をお願いするほか、事業の実施に伴い不用と見込まれる額を減額するものでございます。これらの歳出の財源といたしましては 9 ページの歳入補正予算事項別明細書のとおりですが、村税、

分担金及び負担金、国・県支出金、寄附金及び財政調整基金からの繰入金を減額し、地方譲与税、使用料及び手数料、財産収入、諸収入及び村債をもって充てるものでございます。また、7 ページには地方自治法第 213 条第 1 項の規定により繰越明許費として、令和 4 年度中に事業の完了が困難と見込まれる 18 事業、11 億 1,951 万 1,000 円を、8 ページの地方債補正におきましては、事業量の増減に伴います限度額の変更につきましても併せてお願いするものでございます。以上、議案第 20 号につきましてご説明いたしました但、内容ご審議のうゑ、ご決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、質疑ありませんので、質疑なしと

{「はい、質疑。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

{「いいですか。」と、8 番議員。}

8 番議員、どうぞ。

○8 番(小善満子君) 8 番議員、質問いたします。22 ページなんですが、時間外勤務手当ということで 80 万計上されていますが、これは令和 4 年度分の予算でございまして、3 月までにこれをするというようなことで、今から時間的に、今日は 6 日でございますかね。もう時間があんまりないんですよ。それでも 80 万も今から 3 月までに必要というようなことでございますでしょうか。まずその第 1 点、いいですか。その第 1 点。それから、この 26 ページの宅地造成等登記測量図作成業務委託は 612 万 7,000 円減額ですが、この分についても不用というようなことで解釈していいわけですね。それと同時に、今度は 32 ページのこの人件費なんですが、社会福祉総務費の中の一般職員の給料が減額 474 万ということで、とっても 400 万というのは、減額するのが大きいんですよ。だから何でこのような、そういうようなあれが生じたのか、これを。それと 48 ページの補助金なんですが、耐震関連事業補助金ということで減額の 800 万ほど減額されておりますが、これについては、一般の家庭の耐震に該当するのか、それとも土木総務費ですから、土木関係の耐震に該当するのがなかったというようなことでございますでしょうか。それですね。それから、このところに、ちょっと待ってください。50 ページの、先ほど説明もございましたけれども、工事請負費の中で橋梁の中の村道新村井沢線で 1,123 万 1,000 円減額。それと、これに関連しているのかなと思ひまして、63 ページに工事請負費の中、道路橋梁災害復旧費の中の令和 2 年発生村道新村井沢線新村橋橋梁災害復旧工事で 1 億 43 万 3,000 円減額されておりますが、これについてはもう絶対もう不用、もう災害復旧が終わったということで減額されているのか。その関連が、この井沢線の 50 ページと、この災害復旧と関連があるのかそこを。以上です。それだけお願ひします。はい。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） おはようございます。総務課長、お答えいたします。まず、22 ページの時間外勤務手当でございますが、2 月、3 月分、2 か月分を今回計上させていただいております。1 月分までで、ほぼ当初予算の金額を使ってしまったというところで、今回補正をお願いしてるところでございます。次に、26 ページ、委託料、宅地造成地登記測量図作成業務委託。これにつきましては、造成が完了した後に分筆をするための登記測量でございましたが、造成のほうが遅れておりまして、年度内に実施することが困難ということで、令和 5 年度の当初予算で改めて予算を計上させていただいてるところでございます。次に、32 ページの給与、一般職給、減額の 474 万円。これにつきましては、課内での異動又は休職職員等がございますので、その分の費用が、休職の職員ですね、費用分が支出不用となりましたので、その分が減額となっているところでございます。以上でございます。

○議長（黒木正照君） はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長（大土手寛君） おはようございます。建設課長、答えいたします。48 ページの補助金、耐震関連事業補助金についてのご質問ですが、これは一般住民の方向けの耐震関連の補助事業でございまして、実際、周知等を行ってきたんですけれども実績がなかったというところで減額となっております部分です。次に、50 ページの橋梁新設改良費、工事請負費の中の新村橋の災害復旧の、これは関連事業の工事費及び 63 ページの工事請負費。これも同じく新村橋ですけれども、これは災害復旧事業の本工事のほうで、2 事業を用いて新村橋の復旧工事を行ってます。大きく減額された理由といたしましては、現在、左岸側の下部工のほうを工事しておりまして、4 年度では上部工まで一応事業を見込んでおりました。ただ、上部工についての総合単価なりが、実際、無いもんですから、専門機関に調査委託をした単価を採用して再度積算したところ、事業費が単価的にもかなり下がってきたというところで、実際それで申請し直しまして、実際、内示額が更正されまして、事業費減による減額というところで今回計上させていただいております。上部工につきましては、資材等の納品等もかなり遅れておりまして、来年度に繰越しをお願いする部分があるのかなというふうに考えて計上しております。以上でございます。

○議長（黒木正照君） はい、8 番議員。

{8 番議員、挙手。}

○8 番（小善満子君） 先ほど質問しました時間外なんですけど、2 月と 3 月分ということで、2 月分のまだ支払いをしないでそのまましているということで、これに追加したということですが、できましたらそういうようなことは、実際、命令出す前に時間外のこの時、2 月分につきまして予算がないからというようなことで、そういうようなやり方も必要じゃないかなと思っておりますし、この人件費の 400 何十万残ってま

すよね。減額されましたですね。これについては異動あったといいましても、異動があれば、必ず他の課が増えたり減ったりするわけなんですよ。だからここだけが、こんなの470ちょっと、500万近くも減額するということは、そんなに必要じゃなかったのを、このまましてたのかなと思ったりもしております。じゃなかったですか。

{「休職職員です。」と、総務課長。}

え、

{「休職職員です。」と、総務課長。}

ちょっと言うて、質問して。

○議長（黒木正照君） 再度

○8番（小善満子君） 答えて、

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。課内の異動だけではなくて、休んでる職員、休職している職員の給与分が大きく下がってるというところでございます。以上でございます。

○8番（小善満子君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、8番議員。

○8番（小善満子君） 分かりました。休職している方がまず出てきたらということなので、この予算を組んでたということですかね。ということですか。休職された人が、いつ出てきたら、この予算を必要になるということなので、このように予算を組んでいたということですか。総務課長、詳しく。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。年度途中で休職に入りましたので、途中からの金額になります。年度当初は1年間丸々の予算を組んでおりましたので、不要な分を今回減額させていただいたというところでございます。以上でございます。

○8番（小善満子君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、8番議員。

○8番（小善満子君） これで質問を終わります。

○議長（黒木正照君） はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい。8番議員が質疑されましたんで、その重複しているところがありましたんで、残ったところを確認も含めて、2、3、お尋ねいたします。まず1点目は、7ページに繰越明許費で庁舎改修事業というのがありますが、これに関して、

大体その工期といいいますか、それと、どういった改修なのか、一度確認を含めて、ちょっと総務課長、そこんところお願いいたします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。7ページに計上しております繰越明許費の中の庁舎改修事業3,805万円でございますが、の中には役場庁舎内の改修、これは今、フロアのほうを改修しておりますが、その分の改修が入っております。それと庁舎外の駐車場の造成、こちらのほうの工事。あとは、これに係る管理業務委託の繰越がございます。現在のところ、年度内にというところで事業のほうを進めておりましたが、だいぶ資材が入ってこなかったり、あとは、あそこの造成の土砂については河川掘削の泥をいただいたところでございますが、そういった資材等の搬入等が遅れたために年度内の工事完了が難しくなったというところでございます。庁舎内の工事につきましては、ほぼ年度内に完了するところではあるんですが、一部自動ドアであったり、外の事業と関連する部分がございますので、大体の大きな部分は外の改修工事、駐車場の改修工事のほうがメインに繰越しをさせていただくというところで考えてるところでございます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい、それは分かりましたけど、資材が入ってないということで、資材高騰を理由として増額変更がないようにと考えているところであります。あとすみません。ちょっと今と関連してですけど、庁舎内のスペースの利活用というのはどういう形になるかというのは、もうできているんですかね。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。以前、ソファークかテレビがあった所、あそこについては広く使えるように、パーテーションで大小、広さを変えられるように今考えております。それと税務課前のフロア、今、通路になっていいますが、そこの部分には2つぐらいパーテーションを置いて、相談ができるスペースを確保したいというふうに考えております。関係する予算につきましては令和5年度の当初予算で計上をお願いしているところでございます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい、分かりました。それで、3月、この定例会での補正でありますんで、かなりこの三角が多いのは致し方ございませんが、25ページ。ここに企画費の中で相良村魅力創造会議委員の報酬の27万7,000円と、下には旅費も26万円入っておりますけども、この諮問機関といいいますか、これはこの金額からすると、

会議は何回ぐらいなされたのか、会議の状況というのはどういったものかということ
をちょっとお尋ねいたします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。今年度につきましては、ち
ょっと会議が開催できませんでしたので、全額減額させていただいたところでござい
ます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい。

○議長（黒木正照君） はい、4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい、コロナの影響が大きかったかなと思うんですが、やはり
人数的にも限られた人数でありますんで、コロナの感染拡大防止に努め配慮しながら、
やはり他の町村等は、会議とかも普通にやってる自治体もありますし、そんなにイベ
ントもかなり、この令和4年度というのは周りやっておりますけど、相良村において
は会議もない、そしてまたイベントも全くないという状況でありましたのでお尋ねし
たところであります。やはり、おそらくこの相良村魅力創造会議、他のいろんな諮問
機関、会議体もそうでありますけど、非常に相良村の地域づくりにおきまして重要な場
面でありますんで。質疑の場面でありますけど、ここは。令和5年度は、またコロナ
の状況はだいぶ落ち着いてくると思いますけど、もう会議とかイベントはしっかりや
っていただきたい。これちょっと村長に対してですけど、お願いしたいと思っておる
ところです。それとすみません。もう一つです。26 ページです。すみません。これ
は新年度、当初予算のほうにも出てくる話ではありますけども、補助金で地方路線バ
ス補助金というのが115万9,000円入っておりますけども、新年度予算でも4,600万
ぐらいは計上されてたかと思っておりますけども、非常に毎年金額が、毎年度かなりの高額、
補正も含めると、もう本当5,000万近くになってくるという状況でありますので、地
域公共交通の活性化協議会の中でいろんな協議されていて、その中に産交バスさんも
入っておられるので協議しにくい状況であろうかと思いますが、そろそろ路線につ
いての廃止とか大胆な見直しをしていかないと、これだけの金額を、また補正でこの時
期に出すということは、村民の税金の使い方として、本当にバスはほとんど、前提と
してほぼ空っぽでありますんで言うんです。地域の皆様方がお使いでしたならば、ま
だ有用だと思いますが、そこんところ質疑の場面でありますけども、またこの時期、
この金額が、どうして出たのかの経緯が、必要であったからでしょうけど、ちょっと
その点含めて総務課長、説明方お願いします。

○議長（黒木正照君） はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長（川邊俊二君） 総務課長、お答えいたします。年度当初におきましては、
大体前年度どれぐらい補助金を流したかというところで予算を確保させていただき

ます。最近になって最終的に、要するに赤字補填という形になるんですが、補助金の申請がございましたので、その分、当初予算、不足する分を今回増額をお願いしたところでございます。以上でございます。

○4番（徳田正臣君） はい、議長、以上でいいです。

○議長（黒木正照君） はい。

○4番（徳田正臣君） はい。終わります。

○議長（黒木正照君） はい、他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、議案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第20号、令和4年度相良村一般会計補正予算第13号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第20号、令和4年度相良村一般会計補正予算第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩を取ります。再開は11時20分といたします。

○

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○

○議長（黒木正照君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第21号

○議長（黒木正照君） 次に、日程第15、議案第21号、令和4年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号から、日程第19、議案第25号、令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長（吉松啓一君） それでは、議案第21号、令和4年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号から議案第25号、令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までについて一括してご説明申し上げます。初めに、議案第21号、令和4年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ697万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,146万6,000円とするものでございます。補正の内容につきましては5ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては、10ページの保険給付費の療養諸費で、給付実績見込みにより一般被保険者療養給付費負担金として557万6,000円の減額補正を

お願いするほか、事業実施により不用と見込まれる額を減額し、11 ページの国民健康保険事業納付金で、特定財源の減額に伴う財源組替をするものでございます。歳入につきましては7 ページから計上しておりますが、国民健康保険税及び繰入金を減額し、繰越金及び諸収入をもって充てるものでございます。次に、議案第 22 号、令和 4 年度相良村簡易水道特別会計補正予算第 5 号についてご説明いたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 433 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,786 万 2,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 6 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては 9 ページの簡易水道事業費の施設管理費で、水質検査委託料、施設管理台帳更新業務委託、簡易水道事業公営企業法適用化事業などの業務委託料 322 万円、量水器取替工事請負費 56 万円の減額補正をお願いするほか、事業実施により不用と見込まれる額を減額するものでございます。歳入につきましては 8 ページに計上しておりますが、水道使用料、繰入金及び地方債を減額するものでございます。また、4 ページには地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越明許費として、令和 4 年度中に事業の完了が困難と見込まれる 1 事業、429 万円を、5 ページの地方債補正におきましては事業量の減少に伴います限度額の変更につきましても併せてお願いするものでございます。次に、議案第 23 号、令和 4 年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第 5 号についてご説明いたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 838 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 956 万 7,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 6 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたしますが、まず、歳出につきましては 10 ページの総務管理費の一般管理費で、生活排水適正処理重点推進事業補助金 110 万円、農業集落排水事業費の施設管理費で、処理場、中継ポンプ、管路修繕料 200 万 8,000 円、施設管理等業務委託料 286 万 3,000 円の減額補正をお願いするほか、事業実施により不用と見込まれる額を減額し、11 ページの公債費の元金で、特定財源の増額に伴う財源組替をするものでございます。歳入につきましては 8 ページから計上しておりますが、下水道加入負担金、繰入金、県支出金及び村債などを減額し、下水道使用料及び国庫支出金をもって充てるものでございます。また、4 ページには地方自治法第 213 条第 1 項の規定による繰越明許費といたしまして、令和 4 年度中に事業の完了が困難と見込まれる 2 事業、1,206 万 7,000 円を、5 ページの地方債補正におきましては、事業量の減少に伴います限度額の変更に つきましても併せてお願いするものでございます。次に、議案第 24 号、令和 4 年度相良村介護保険特別会計補正予算第 4 号についてご説明いたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 695 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,366 万 8,000 円とするものでございます。補正の内容といたしましては 4 ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明

いたします。まず、歳出につきましては9ページの保険給付費で、居宅介護サービス計画給付負担金の増額見込額として104万8,000円、地域密着型サービス給付費の増額見込額として316万5,000円などの増額補正をお願いし、9ページの保険給付費で、居宅介護サービス給付負担金500万円、施設介護サービス給付負担金500万円の減額補正をお願いするほか、事業実施により不用と見込まれる額を減額するものでございます。歳入につきましては6ページから計上しておりますが、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額し、保険料、国庫支出金及び繰越金をもって充てるものでございます。最後に、議案第25号、令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ939万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,081万3,000円とするものでございます。補正の内容といたしましては4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明いたします。まず、歳出につきましては、7ページの後期高齢者医療広域連合への納付金939万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。歳入につきましては6ページに計上しておりますが、後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額し、繰越金をもって充てるものでございます。以上、議案第21号から議案第25号までを一括してご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 6番、お尋ねします。まず議案24号の介護保険のことと、25号の後期高齢者について、それぞれお尋ねします。24号ですけど、ページは6ページ。歳入の部分で、第1号被保険者保険料。保険料は補正で672万5,000円となっておりますが、この時期にかなりの額が補正で保険料の増となっております。特に現年分で200万、それから普通徴収、特徴で200、普徴で500という形になっておりますので、こういう特別会計上、こういう会計上はこういう時期に、こういう計上されるものかなということと、それから今度は25号ですが、6ページの、今度、逆に減額がかなり大きい額で減額が発生しております。これは特徴の保険料で、現年度分で862万7,000円、それから普徴で128万4,000円という、両方とも額が出ておりますので、同じ保険料でありますけど、性格的に後期高齢並びに介護保険ということになっておりますので、それぞれ違いがあるかもしれませんけど、この時期にこういう額が出るというのは、毎年そういうものなのかなということと、比較について説明していただければというふうに思っておりますお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 議員の皆様、おはようございます。保健福祉課長、お答えいたします。まず議案 24 号の介護保険特会からですが、こちらの保険料につきましては実績見込みによる増なんです、年度当初、給付額、歳出のほうの金額が、まだある程度確定してない部分がありますので、歳入につきましては、その時に調整するというので、今回は3月のぎりぎりになりましたが、それでの増額補正とさせていただいています。続いて後期のほうの保険料なんです、こちら歳入のほうで上げさせていただいてる金額というのが、当初予算は後期連合会のほうから負担金のほうを言ってきます。その金額に合わせて歳入歳出とも予算のほうに計上させていただいております。今回、減額になっておりますのは当然、実績見込みによる減額であります。こちらの保険料がそのまま歳出のほうの負担金として支出いたしますので、今回、保険料額がある程度固まったところで減額させていただいているということにしております。以上、お答えいたします。

○6番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 過去にも似たようなことをお尋ねしたことあるんですけど、やはりこういう年度末ぎりぎりになって、こういう数字が大きい額で反映するというのは、やはり見込みを含めたところで表現なもので、こういうことになるというのを、今から先も同じことが想像されるわけということで考えていいですね。分かりました。終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ございませんか。

{8番議員、挙手。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) すみません。議案第22号と23号、関連がありますので、簡易水道特別会計と農業集落排水特別会計なんです、村債の中に公営企業会計適用債というのがありますね。これは、このようにして適用債があるということで、もう長い、今のところ相良村の特別会計として扱っているんですが、公営企業会計に、これは移行するための準備のためのこの借金でしょうか。この二つとも関連がありますので、お願いいたします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。ご質問のとおり公営企業法に適応した形での、最終的にはシステムの構築まで、移行するための準備をするものでございます。債務負担行為のほうも令和6年度まで行っておりますが、主に基本方針の策定、それから固定資産台帳の整備、あとは先ほど申しました法適用の移行事務の手続き、最終的にはシステムの構築までを計画している事業となっております。現在のところ、この起債のほう、公営適用化の起債のほうを用いると最終的には交付税の

ほうで返ってくるというところでございます。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) はい、分かりました。以上で質問を終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第21号、令和4年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号から、議案第25号、令和4年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号までを採決します。この採決は起立によって行います。はじめに、議案第21号、令和4年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号を採決します。議案第21号、令和4年度相良村国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第22号、令和4年度相良村簡易水道特別会計補正予算第5号を採決します。議案第22号、令和4年度相良村簡易水道特別会計補正予算第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第23号、令和4年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第5号を採決します。議案第23号、令和4年度相良村農業集落排水特別会計補正予算第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第24号、令和4年度相良村介護保険特別会計補正予算第4号を採決します。議案第24号、令和4年度相良村介護保険特別会計補正予算第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○**議長(黒木正照君)** 次に、議案第 25 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号を採決します。議案第 25 号、令和 4 年度相良村後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長(黒木正照君)** 起立全員です。したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 26 号

○**議長(黒木正照君)** 次に、日程第 20、議案第 26 号、令和 5 年度相良村一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○**村長(吉松啓一君)** それでは、議案第 26 号、令和 5 年度相良村一般会計予算についてご説明申し上げます。少し長くなりますがよろしくお願いします。国は、ウィズコロナのもとで各種政策の効果もあり、景気が持ち直していくことに期待しつつ、足元の物価高などの難局を乗り越え、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道へ乗せていくべく、物価高騰克服、経済再生実現のための総合経済対策を迅速かつ確実に実行すると述べています。県は、新型コロナウイルス感染の危機の克服、熊本地震及び 7 月豪雨の 2 つの災害から創造的復興に向けて、真に必要な事業の選択と集中を徹底し、将来負担を考慮しながら、将来の熊本の発展につなげていくと述べています。このような中、村として昨年度と同様、令和 2 年 7 月豪雨からの復旧、復興事業を最優先と位置付け、スピード感を持って確実に実施することとします。また、既成概念や固定観念にとらわれることなく、事業の優先順位、必要性、緊急性等を判断し、事務事業の選択と精査、行財政運営の創意工夫を行うなかで、村税徴収率の向上や使用料等の受益者負担の適正化を図るなど、必要となる財源を確保しつつ、村民福祉の向上と、より一層の財政健全化に努めるとともに、創造的復興と安心安全な生活環境づくりに向けて取り組むための予算編成方針を定め、令和 5 年度の予算編成を行ったところでございます。以上のようなことから、令和 5 年度相良村一般会計予算の歳入歳出予算の総額は、前年度に対して、額として 5 億 5,928 万 2,000 円、率として 12 パーセントの減の 41 億 836 万円と定めたところでございます。まず、歳出全体を性質別で申し上げますと人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、総額 14 億 6,525 万 6,000 円、構成比 35.7 パーセント、前年度と比較して、率でプラス 4.5 パーセントですが、額として 633 万 1,000 円の減でございます。また、義務的経費以外の物件費、維持補修費、負担金及び補助金、繰出金などの経常経費は、総額 14 億 285 万 8,000 円、構成比で 34.1 パーセント、前年度と比較して、率にしてプラス 4.9 パーセント、額にして 3,757 万 5,000 円の増でございます。それでは、歳出の主な内容につきまし

て9ページ以降の歳出予算事項別明細書でご説明いたしますが、令和4年度の当初予算からの減額の主な要因としまして、令和2年7月豪雨からの復興に向けての事業が増加しているものの、道路及び農地、農業用施設等の災害復旧工事完了や新型コロナウイルス感染対策事業の減少が主な減額の要因となっているところでございます。まず、議会費関係では5,589万5,000円で、構成比1.4パーセント、対前年比2万8,000円の減額となっております。主なものといたしましては、29ページで、議会だより印刷製本費として79万2,000円、議会中継システム運用保守委託料として211万2,000円などをお願いするものが主なものでございます。次に、総務費関係では9億6,727万8,000円で、構成比17.8パーセント、対前年比2億3,688万9,000円の減額となっております。主なものといたしまして、34ページの総務管理費の一般管理費で、区長及び班長への行政業務委託料として1,271万円、35ページで、村内に避難指示などの避難情報を発令した際の災害対策費用保険料として55万1,000円、36ページで、寄附をいただいたふるさと寄附金を積み立てるための地域振興基金への積立金として7,000万円を、財政管理費で、公会計業務委託料として273万4,000円を、38ページの財産管理費で、老朽劣化しました庁舎キュービクルブレイカー取替工事請負費として400万円、役場庁舎1階に設置します相談室用のパーティション2区画分の購入費として70万円を、40ページの企画費で、地域おこし協力隊1名及び集落支援員1名の報酬として408万8,000円、41ページのふるさと応援寄附金の謝礼として3,150万円、42ページで、地方創生推進交付金を活用した川辺川ブランド化事業委託料として500万円、相良村予約型乗合タクシー運行委託料として435万6,000円、川辺廻地区に計画しております川辺川魅力創造事業基本計画策定業務委託料として3,300万円、宅地造成地登記測量図作成業務委託料として612万7,000円、43ページで、地方路線バス補助金として4,654万円、地域で実施する事業に対して1組織当たり20万円を上限とするがんばる地域応援補助金として360万円、44ページで、くま川鉄道への経営安定化、災害復旧分の補助金として2,863万9,000円、一定の要件を満たした木造住宅建築者に対する木の家づくり支援補助金として500万円、移住定住促進事業として、村外からの移住者及び村内に引き続き定住する方に対して移住、定住に係る費用の一部を補助する移住定住促進事業補助金として700万円、空き家の解消を目的に、空き家解体後の新築や空き家のリフォームに対する補助金として500万円、令和2年7月豪雨により被災された方の住宅再建等に伴う、すまいの安全確保支援事業補助金として500万円、45ページの電子計算費で、職員が業務に使用するパソコン機器システム等の委託料として2,473万円、46ページで、総合行政システム等の使用料及び機器リース料として2,888万円を、47ページの情報通信施設管理費で、情報通信施設保守管理及びインターネット接続業務等の委託料として1,313万5,000円を、49ページの徴税費の税務総務費で、土地情報管理システム機器リース料として124万5,000円を、50ページの賦課徴収費で、土地評価鑑定業務委託料とし

て 233 万 2,000 円、新築家屋評価委託料として 105 万 1,000 円、税制改正に伴う住民税システム改修委託料として 240 万 3,000 円、52 ページの住民基本台帳費で、住基ネットワークシステム及び戸籍総合システム保守及び改修委託料として 775 万 9,000 円、戸籍電算システム等使用料及び賃借料として 1,054 万 2,000 円を、55 ページの選挙費で、熊本県議会議員選挙費として 378 万 5,000 円、56 ページの相良村長選挙費として 763 万 7,000 円、57 ページの熊本県知事選挙費として 631 万円などをお願いするのが主なものでございます。次に、民生費関係では、8 億 9,101 万 9,000 円で、構成比で 22.2 パーセント、対前年度 2,205 万 4,000 円の増額となっております。主なものとしましては、62 ページの社会福祉費の社会福祉総務費の委託料で、住民の複雑化、複合化した支援ニーズの包括的な支援体制づくりのため、重層的支援体制整備事業移行準備事業委託料として 580 万円、社会福祉協議会への運営補助金として 1,204 万 6,000 円、介護保険特別会計への繰出金として 1 億 1,704 万 3,000 円を、64 ページの老人福祉費で、介護予防事業委託料として 507 万 9,000 円、65 ページで、養護老人ホーム措置事業費で 2,712 万円を、67 ページの障害者福祉費で、障害福祉サービスへの扶助費として 1 億 5,960 万円を、国民健康保険費で、国民健康保険特別会計への繰出金として 4,076 万 4,000 円を、69 ページの後期高齢者医療事業費で、療養給付費負担金として 7,300 万 6,000 円、後期高齢者医療特別会計への繰出金として 2,404 万 3,000 円を、71 ページの児童福祉費の児童福祉総務費で、学童保育実施に伴う放課後児童健全育成事業補助金として 1,179 万 3,000 円、障害児福祉サービス費の扶助費として 2,940 万円を、児童措置費で、子どものための教育・保育給付費負担金として 2 億 1,482 万 1,000 円、保育に係る補助金として 1,579 万 3,000 円、72 ページの児童手当に係る扶助費として 5,568 万円などをお願いするのが主なものでございます。次に、衛生費関係では、2 億 6,770 万 9,000 円で、構成比で 6.9 パーセント、対前年比で 1,533 万 6,000 円の増額となっております。主なものとしましては、74 ページの保健衛生費の保健衛生総務費で、妊婦健康診査委託料として 272 万 5,000 円、75 ページの自殺対策計画策定業務委託料として 275 万円、子ども医療費を助成するための扶助費として 1,920 万円、76 ページで、簡易水道特別会計への繰出金として 7,011 万 5,000 円を、予防費で予防接種委託料として 1,638 万 8,000 円を、77 ページの健康増進費で、人間ドックやがん検診等の各種健康審査業務委託料として 2,962 万 5,000 円を、80 ページの清掃費の塵芥・し尿処理費で、ごみ収集委託料として 910 万 8,000 円、人吉球磨広域行政組合へのごみ、し尿処理負担金として 6,866 万 2,000 円などをお願いするのが主なものでございます。次に、農林水産業費関係では 4 億 6,916 万 9,000 円で、構成比で 9.5 パーセント、対前年比で 7,496 万 4,000 円の減額となっております。主なものとしましては、84 ページの農業費の農業振興費で、茶果樹等苗購入費用補助金、相良村土地改良区揚水ポンプ運営補助金、茶生産支援補助金など各種農業団体等への補助金として 1,173 万 7,000 円を、85 ページの畜産業

費で、優良繁殖牛改良導入補助金など畜産農家等への補助金として 298 万 5,000 円を、川辺川総合土地改良費で農地造成、区画整理事業に係る国営川辺川総合土地改良事業負担金として 622 万 7,000 円を、86 ページの農地費で、農業用排水路及び農道維持修繕料などとして 100 万円、農道維持管理用重機借上料として 100 万円、農道維持管理用工事材料費として 100 万円を、構造改善センター管理費で、柳瀬及び川辺の 2 施設の管理費などとして 275 万 8,000 円を、88 ページの農業経営基盤強化促進対策事業費で、新規就労サポート事業、農業機械等導入支援事業、農業先進技術機械導入など、担い手農家や農業機械導入等に係る補助金として 1,681 万 5,000 円を、農村総合整備事業費で、農業集落排水特別会計への繰出金として 1 億 3,330 万 2,000 円を、90 ページの中山間地域等直接支払事業費で、中山間地域四浦 4 地区に対する直接支払事業補助金として 239 万 2,000 円を、温泉施設管理費で、茶湯里施設修繕等として 947 万円を、農業農村整備事業で、高原地区の基盤整備に係る未相続地相続調査委託料として 140 万円、県営柳瀬地区ほ場整備事業記念碑製作委託料として 70 万円、91 ページで、水利施設整備事業及び特定農業用管水路等特別対策事業の県負担金として 1,896 万円を、多面的機能支払交付金事業費で、地域の共同活動や資質向上を図る活動を支援する多面的機能支払交付金事業補助金として 3,806 万 2,000 円を、生産調整対策推進事業費で、地域農業再生協議会が行う経営所得安定対策の円滑な推進に必要な経営所得安定対策等推進事業費補助金として 240 万円を、92 ページの林業費の林業総務費で、有害鳥獣捕獲報償金として 1,223 万円を、94 ページの公有林整備費で、基本財産造成事業の手数料として 645 万 6,000 円を、95 ページの林道維持費で、林道の維持修繕料として 100 万円、除草など維持管理作業業務委託料として 583 万円、林道維持管理用重機借上料として 200 万円、林道新層谷線橋梁補修工事請負費として 830 万円、林業総合センター管理費で、施設管理に係る費用として 116 万 1,000 円を、97 ページの森林経営管理事業費で、森林資源解析システムリース料として 269 万 3,000 円、林業担い手育成確保補助金として 120 万円、林業機械導入に対する補助金として 200 万円、民有林の間伐、主伐、再造林に対する森林整備事業補助金として 200 万円を、98 ページの水産業費の水産業振興費で、稚魚放流補助金として 30 万円などをお願いするものが主なものでございます。次に、商工費関係では、5,611 万 2,000 円で、構成比で 0.8 パーセント、対前年比で 2,601 万 4,000 円の減額となっております。主なものとしまして、99 ページの商工費の商工業振興費で、商工会への商工業振興補助金として 450 万円を、観光費で、サガラッパ祭りなど相良村観光事業委託料として 450 万円、人吉球磨観光地域づくり協議会への負担金として 590 万 1,000 円、さがら産業文化祭運営費補助金として 1,000 万円、99 ページの公園管理費で、瀬戸堤公園内管理に係る経費として 338 万 8,000 円などをお願いするものが主なものでございます。次に、土木費関係では、3 億 7 千 133 万 6 千円で、構成比 10.2 パーセント、対前年比 4,885 万 8,000 円の増額となっております。主なものとしまして、

101 ページの土木管理費の土木総務費で、樋門操作委託料として 110 万 5,000 円、単
県改良事業負担金として 555 万円、

{チャイム}

102 ページで、耐震関連事業補助金として 138 万 3,000 円を、道路橋梁費の道路橋梁
総務費で、道路台帳整備業務委託料として 200 万円を、道路維持費で、村道維持管理
用資材購入費として 117 万 7,000 円、村道維持修繕料として 1,000 万円、村道の除草
作業業務委託料として 1,367 万 8,000 円、村道支障木伐採業務委託料として 522 万
5,000 円、トンネル点検業務委託料として 650 万円、103 ページで、村道維持管理用
重機借上料として 300 万円、104 ページの道路新設改良費で、村道清流川辺川線 FWD
調査業務委託料及び井沢小原線測量設計委託業務として 3,700 万円、村道平原十島線
他 1 路線道路改良工事及び村道清流川辺川線他 1 路線舗装改修工事請負費として 1 億
7,200 万円、村道平原十島線道路改良事業に伴う土地購入費として 167 万円、同補償
金として 1,300 万円、105 ページの橋梁維持費で、木綿葉大橋補修補強事業に伴う負
担金として 5,150 万円を、橋梁新設改良費で、橋梁補修詳細設計積算業務委託料とし
て 1,360 万円、小谷谷橋他 2 橋の工事請負費として 2,004 万円、住宅費の住宅管理費
で、村営住宅の修繕料として 131 万 4,000 円、106 ページの村営西原団地の外構工事
請負費として 145 万円を、住宅建設費で、中堅所得者が入居対象となる優良賃貸住宅
整備事業実施設計業務委託として 500 万円、河川費の河川総務費で、河川護岸修繕料
として 100 万円などをお願いするものが主なものでございます。次に、消防費関係で
は 3 億 774 万円で、構成比 14.0 パーセント、対前年度 2 億 6,849 万 8,000 円の増額
となっております。主なものとしましては、107 ページの消防費の消防総務費で、人
吉下球磨消防組合への負担金として 1 億 2,105 万円を、非常備消防費で、消防団員へ
の年報酬及び出勤報酬として 1,934 万 3,000 円、108 ページで、消防団第 1 分団 3 部
の詰所移転に伴う仮詰所コンテナリース代として 578 万 2,000 円、109 ページの消防
施設費で、消防団第 7 分団第 1 部詰所横に設置していた河川監視カメラ移転に伴う工
事請負費として 187 万 1,000 円、同部のホースポール撤去及び新設工事請負費として
162 万 4,000 円を、110 ページの消防自動車管理費で、経年劣化した消防積載車更新
購入費用として 374 万円を、防災対策費で、職員用防災服購入費用として 95 万 1,000
円、備蓄食糧費購入費用として 24 万 3,000 円、111 ページの防災情報を一括して送
信するメール等利用料として 158 万 4,000 円、令和 4 年度に整備中の防災行政無線等
保守点検委託料として 761 万 4,000 円、人吉下球磨消防組合構成市町村及び村消防団
で使用します特定小電力トランシーバー購入費用として 463 万 8,000 円などをお願い
するものが主なものでございます。また、大きく消防費が増加しました要因としまし
て、112 ページの都市総合防災推進事業費を防災対策事業として新たに設置し、令和
4 年度まで総務費の企画費で計上しておりました避難地、避難路の整備に係る経
費を移し、令和 5 年度におきましては、十島、新村地区、中央地区、平原地区の避難

地及び十島、新村の避難路の工事請負費など、整備に係る経費として 3 億 8,258 万 2,000 円など計上しております。次に、教育費関係では、2 億 4,604 万 1,000 円で、構成比 7.2 パーセント、対前年比 4,947 万 8,000 円の増額となっております。主なものとしましては、113 ページの教育総務費の事務局費で、一般財団法人自治体国際化協会を通じて任用する外国語指導助手 1 名分の報酬として 396 万円、116 ページで、スクールバス運行及び給食運搬委託料として 1,040 万 6,000 円、スクールソーシャルワーカー委託料として 168 万 9,000 円、外国語指導助手委託料として 108 万 6,000 円、117 ページの通学用自転車購入補助金として 54 万円を、118 ページの小学校費の学校管理費で、北小学校補助教諭 1 名分の報酬として 211 万 2,000 円、南小学校の特別支援教育支援員 4 名分の報酬として 760 万 8,000 円、120 ページで、南北小学校施設修繕料として 117 万 2,000 円、121 ページで北小学校の図書司書の委託料として 263 万 4,000 円、南小学校の用務員及び図書司書の委託料として 514 万 7,000 円、南北小学校 ICT 支援業務委託料として 299 万 1,000 円、122 ページで、南北小学校授業用 ICT 機器及び事務機器リース料として 276 万 9,000 円、123 ページの教育振興費で、南北小学校の修学旅行補助金として 40 万円、124 ページの中学校費の学校管理費で、特別支援教育支援員 2 名分の報酬として 401 万 8,000 円、125 ページで学校用務員及び図書司書の委託料として 517 万 2,000 円、126 ページで ICT 支援業務委託料として 197 万 2,000 円、授業用 ICT 機器及び事務機器リース料として 134 万 3,000 円を、127 ページの教育振興費で、修学旅行補助金として 135 万円を、129 ページの給食管理費の共同調理場管理費で、小中学校の給食材料費として 1,770 万 4,000 円、給食調理員の委託料として 1,699 万 8,000 円、130 ページで、調理場内の清掃委託料として 190 万 4,000 円を、131 ページの社会教育費の社会教育総務費で、放課後子ども教室安全管理員等への謝金として 76 万円、132 ページの各種団体等への補助金として 118 万 1,000 円を、134 ページの文化財保護費で、地域コミュニティ施設等再建支援補助金として 125 万円を、社会教育施設費で地域集会施設等整備事業補助金として 388 万 6,000 円を、135 ページの集会施設整備費で、柳瀬平原に建設予定の地域コミュニティ施設設計業務委託料として 600 万円、136 ページの保健体育費の保健体育総務費で、相良村体育協会への補助金として 220 万円、社会体育県大会等出場補助金として 150 万円を、137 ページの体育施設費で、総合体育館暗幕カーテンやステージの緞帳などの体育施設修繕費として 646 万 5,000 円、運動公園グラウンドの水捌けをよくするための改修工事請負費として 2,541 万円などをお願いするものが主なものでございます。次に、災害復旧費関係では 3,793 万 1,000 円で、構成比は 0.9 パーセント、対前年比で 6 億 4,217 万円の減額となっております。主なものとしまして、138 ページの農林水産施設災害復旧費の農地災害復旧費で、再任用職員 1 名の人件費のほか、台風 14 号に伴う小規模災害復旧事業費補助金として 160 万円、139 ページの農業用施設災害復旧費で農地災害復旧費と同様に、台風 14 号に伴う小規模災害復旧事業補助金と

して 64 万円を、林業施設災害復旧費で、令和 2 年発生林道相良五木線災害復旧工事請負費として 3,080 万 8,000 円などをお願いするものが主なものでございます。次に、公債費関係では 3 億 5,024 万 2,000 円で、構成比 9.0 パーセント、対前年比 1,955 万 9,000 円の増額補正となっております。これは過年度に借入れを行った地方債の償還に伴う元金据え置き期間が終了し 元金支払いが始まるもので、元金の償還金として 3 億 5,410 万 5,000 円、利子の償還金として 1,569 万 6,000 円を計上するものでございます。次に、歳入につきましては 8 ページ以降の歳入予算事項別明細書で主なものをご説明いたします。まず、10 ページの村税では、総額 3 億 6,006 万円。構成比で 8.8 パーセント、対前年比で 386 万 5,000 円の増額となっております。これは、固定資産税については、7 月豪雨災害により買替えされた農業用機械等の減免措置に伴い減額されたものの、個人の所得の増加などに伴い増額を見込んでいるところでございます。次に、11 ページからの地方譲与税から地方特例交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案して計上しております。次に、12 ページの地方交付税は前年度比 5.7 パーセント増の 17 億 9,145 万 8,000 円を見込んでおります。うち普通交付税は、前年度比 5.3 パーセント増の 16 億 9,145 万 8,000 円を見込んでおりますが、令和 4 年度の交付実績からは 1 億 3,747 万 8,000 円の減額となる見込みでございます。次に、15 ページの国庫支出金及び 18 ページからの県支出金は、事業実施計画に基づく予算額を計上しておりますが、国庫支出金におきましては、都市防災総合推進事業など社会資本整備総合交付金を活用した事業が増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金、令和 2 年 7 月豪雨に伴う補助災害復旧費国庫負担金等に伴う事業が減少し、県支出金におきましても、球磨川水系防災・減災ソフト対策事業補助金が減少しますので、対前年度 6 億 1,910 万 2,000 円の減額となっているところでございます。次に、23 ページの寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金を 7,000 万円、企業版ふるさと納税を 500 万円見込んでいるところでございます。次に、24 ページの繰入金につきましては財政調整基金を 2 億 3,812 万円、地域振興基金を 2,340 万円、森林環境譲与税基金を 553 万円計上しているところでございます。次に、27 ページからの村債につきましては対前年度 8,940 万円増の 4 億 1,520 万円を計上しておりますが、地方自治法第 230 条第 1 項による令和 5 年度中に借入れを予定しています起債の目的、限度額、起債の方法などにつきましては 7 ページの第 2 表においてお願いするものでございます。その他、歳入につきましては、安全で確実な額を計上しているところでございます。141 ページからは給与費明細書を計上しております。また、149 ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについて、前年度までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を、150 ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高の見込みに関する調書を記載しております。以上、議案第 26 号につきましてご説明いたしました。内容ご審議のうえ、ご決定賜りますよう

よろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。質疑は午後からとして、暫時休憩を取りたいと思います。再開は13時15分から再開いたします。

—————○—————
休憩 午後00時16分

再開 午後01時15分
—————○—————

○議長(黒木正照君) 午前中に引き続き、会議を開きます。日程第20、議案第26号、令和5年度相良村一般会計予算、このことについて、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4番議員。}

はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) お尋ねいたします。連合審査があると思いますので、3点ほどに絞らせていただきます。簡単なことでございます。まず第1点は、40ページにあります地域おこし協力隊1人と集落支援員1人ということが、報酬として上がっておりますけども、1名、1名ということですが、これは村長にお尋ねいたします。これ、どういった村づくりの思いで、具体的なその担当といいますか、職种的には、職種といいますか、どういったことをしていただくつもりでの人事というか、任用職員でしょうかお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) 地域おこし協力隊については、4年度も募集しまして、最終段階になって断られたということがございます。相良村の魅力を村外に発信していただくことと村民の方に、こういう良いところがあるんだという、これはいろんな面について、やっていただければと思っております。また、集落支援についてちょっと共通するところがあるんですが、地域に根づいていただいて、役場職員がなかなかできないところをきめ細かくといいますか、ソフト的な感じでやっていただければと思っております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 地域おこし協力隊、集落支援員、それぞれの役割があるわけですが、相良村の魅力を発信するということをしていただきたいということでありますが、一步間違えば魅力発信ではなくて、逆の発信になってしまう可能性があります。率直に申し上げて。ですから、これ慎重に考えていただきたい事柄ではないかと思っております。はい。それともう一つありますけど、42ページ、川辺川魅力創造事業基本計画等策定業務委託ということで、委託料で3,300万、ここが上がってきております。これも委託業務ではありますが、まずその前提として、村

長の相良村の村づくりですね。どういった村づくりをしたいか、どういった事業、政策、施策、事業ですね。考えていくなれば。どういったことを考えた上で委託されるのかということをお尋ねしたいと思っております。俗に言えば思いですね。

{「はい。」と、村長。}

○議長(黒木正照君) はい、村長。

○村長(吉松啓一君) これにつきましては地域住民の方も、川辺川、清流日本一、15年連続指定を受けて、どうにかよそにない川辺川を、どのように発信するか。農産物であったり地域の魅力であったり、今の河川の、皆さん方が触れ合う場所であったり、そういったことを含めて、まずは清流川辺川、ここが相良村だということを基本にやっていければと思っております。観光も少ないんですが観光に含めても、まずは川辺川があつて相良村だという考えで、これはもう私に限らず村民の方、皆さんそういう考えでありますので、これを、川辺川をどういうふうに村内にも村外にも、活かしていきたいかということで。計画ですので、私が策定するんじゃないですから、皆さん方で協議していただいて、いい方向でやっていきたいと考えております。以上です。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) 我々議会議員、議会ないしは議員は、まずは、やはり村長の村づくりの思いというものをしっかりとらえた上で、やはり基本的には村長の村づくりに協力していきたいということで、本当に考えてるところであります。ですから、やはりまずは、基本、委託先にいわゆる丸投げではなくて、村長の思いが伝わるような形で、まずそこが第一歩、スタートとしてあつてこそ、初めて委託というのが生きてきますので。他人が考えるわけでもない。ましてや村外の方が考えるわけでもない。いわゆるコンサルが考えるわけでもない。村長のきちとした村づくりの思いというものを、きっちり委託業務に活かされる形で委託していただければなと私は思っております。ただ、質疑でありますけども、川辺川が本当にその相良村、魅力はあります、確かにあると思いますが、相良村づくりにとって、どれだけ強力な地域素材であるかということの冷静な分析も私は必要かなとは思っております。以上です。次、もう1点、ちょっとお尋ねします。ちょっとこれ、108ページの工事請負費で河川監視カメラ設置工事が87万1,000円上がっておりますけど、これどういったものなのか、ちょっとお尋ねいたします。総務課長かな。課長。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。現在、7分団1部の詰所の横に河川カメラを設置しております。これが、今回7分団1部の詰所移転に伴いまして、あそこは崩れてきてる部分があるというところで、そのカメラを移設するという工事になります。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員。

○4番(徳田正臣君) はい。概要は分かりました。移設工事でこれだけかかるということ、以外とかかっつとですね。ちなみにこの監視カメラというのは、これはカメラであって、住民が、何か我々がその監視カメラの映像というのを見ることはできるとやっただすかね。ちょっと私もそこんどこ定かではないもんですから。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。現在は見ることはできません。役場職員のみが見れることができるということになってます。なので今後、何らかの形で、そういった映像、動画か静止か分かりませんが、そういった映像も見れるようにはしたいとは考えております。以上でございます。

○4番(徳田正臣君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、4番議員、もう4回。

○4番(徳田正臣君) 質疑じゃなか、最後です。はい。今、言われたようにシステムの問題があると思いますけども、やはり国交省が設置してるカメラ等もありますので、できるだけやはり河川状況を住民の方に直に見れるような形で、将来持っていただければなというふうに考えております。以上です。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、6番議員。}

はい、6番議員。

○6番(西本巳喜男君) 6番、西本です。お尋ねします。まず、104ページの委託料のところと、14の工事請負のことでお尋ねします。委託料で村道清流川辺川線FWD云々と書いてあります。700万。それから、工事請負で同じく村道清流川辺川線舗装改良ということで4,500万が計上されておりますけど、これについて、課長、説明をお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。ご質問の委託料と工事請負費ですけれども、これは村内にある村道すべて、路面性状調査を行いまして、健全度に伴う劣化具合等を勘案して、舗装の改修工事というところで。このFWD調査というのが、専門車両を用いた、劣化具合を計測する特殊な車両があるんですけど、その調査をしないと舗装工事の補助事業が受けられないというところで、併せて舗装工事を実施するために委託するものです。清流川辺川線ですので、旧広域農道の約5.48キロあるんですけど、全面が舗装を出来るわけじゃありませんので、劣化具合の悪いところから、調査をした結果に基づいて舗装工事を実施するというものでございます。

これは補助事業でございまして 58.5 パーセントの補助でございます。以上です。

○6 番(西本巳喜男君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい 6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) はい。村道清流川辺川ということであって、どういうものかなと、旧広域農道ということなのかな。はい。はい。分かりました。もう 1 点です。今度は 134 ページの一番上ですが、地域コミュニティー施設等再建支援補助金、ここで 125 万の額面が出てますが、村長、さっき説明おっしゃった、平原の所ということで説明なさいました。ただ、地域コミュニティー施設の再建支援ということで、額面的に 125 万ですので、果たしてどういうものの規模ができるのかなと。再建支援ですのもっと高額な予算措置せないかんかなということで私思っておったんですけど、このことについて説明をお願いします。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。今、お尋ねのありました 134 ページの地域コミュニティー施設等再建支援補助金 125 万円。これは、棚葉瀬神社の再建を、神社のほうが計画されておりまして、それに対する補助金を交付する分でございます。以上でございます。

○6 番(西本巳喜男君) 今の 125 万について、この額に対してどういうのかなということですね。

{6 番議員、挙手。}

○議長(黒木正照君) はい、6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) 村長の話では、ここは平原の所かなということで、結局、今ほら、自販機があつたりとか何かされてるでしょう。あそこの場面かなという想像しておったもんですから。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

○議長(黒木正照君) 村長、ちょっと待ってください。はい、どうぞ。6 番議員。

○6 番(西本巳喜男君) そういことでしたんで、今、教育課長のほうで棚葉瀬神社のこと言われたもんで、それだったらこの額ぐらい。どういうのか分かりませんが。内容的にですね。そういうことで、額面についてこういう額面でどういような事業なのかということで確認したところです。終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{1 番議員、挙手。}

はい、1 番議員。

{「はい。」と、1 番議員。}

○1 番(川邊一徳君) 1 番、川邊です。お尋ねいたします。97 ページなんですけれども、林道用機械導入補助金と、その下の森林整備支援補助金。それと 108 ページの使用料及び賃借料のところの詰所移転コンテナリース料。次のページ、110 ページの備品購

入費の積載車購入についてと、その下のページの発電機と特定小電力トランシーバーと、最後に 137 ページの工事請負費なんですけれども、運動公園遊具等設置工事、その下、運動公園グラウンド改修工事についてお尋ねいたします。

○議長(黒木正照君) はい、産業振興課長。

○産業振興課長(平田智博君) こんにちは。産業振興課長、お答えします。今の林業用機械、97 ページですね、97 ページの林業用機械導入補助金の 200 万円と、森林整備支援補助金の 200 万円につきましては新たに、今回予算のほうを計上いたしております、これは森林環境譲与税を活用しまして、個人の方を対象に林業機械の導入の補助と、それと申請者の方が行う間伐とか主伐、あと再造林に要する経費等を補助するということで、今回計上いたしております。林業用機械導入補助金につきましては上限が、今のところ 200 万円と考えております。森林整備支援補助金につきましては、上限のほうに 50 万円ということで考えております。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。まず 108 ページ、詰所移転時コンテナリース。これにつきましては、今回、平原地区のコミュニティー施設を設置するにあたりまして、1 分団 3 部の詰所の移転も必要となっております。移転の際の詰所に使う、詰所としての機能を持たせてコンテナリースを行うものでございます。1 分団 3 部でございます。次が 111 ページ。備品購入費の発電機、これにつきましては、指定避難所のほうに 10 機を配備するものでございます。その下、特定小電力トランシーバー、これは現在、消防団のほうに I P 無線告知端末をお渡ししてありますが、その機能向上を図るという意味で、34 機のトランシーバーのほうを導入するということで予算を計上しているところでございます。以上でございます。

{「積載車は、積載車。」と、呼ぶ者あり。}

すみません。一つ抜けてました。積載車につきましては 110 ページの積載車購入事業。これにつきましては経年劣化しました 6 人乗りの積載車、これが村内に今、5 台ほどございます。これを順次、毎年 1 台ずつ更新していこうということで予算のほうを上げているところでございます。以上でございます。

○議長(黒木正照君) はい、教育課長。

{「はい。」と、教育課長。}

○教育課長(出合宏光君) 教育課長、お答えします。137 ページ、運動公園の遊具等の設置工事につきましては、シーソーを 1 台とベンチを 2 台設置する工事でございます。その下、運動公園のグラウンド改修工事につきましては、運動公園の堤側、およそ 4 割の面積の部分が水捌けが悪くなっておりますので、その水捌けを良くするための工事を実施する予定です。併せまして全体の全面の不陸整正も行う予定であります。以上でございます。

○1番(川邊一徳君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、1番議員。

○1番(川邊一徳君) はい、分かりました。以上で質疑を終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ございませんか。

{8番議員、挙手。}

はい、8番議員。

○8番(小善満子君) 8番議員、質問いたします。まず42ページの委託料なんですが、相良村予約型乗合タクシー運行委託ということで、435万6,000円組んであります。これについては、あんまり費用対効果がないもんだから、少し改善していただくという考えでおりますよね。このことについては、少し、どのようなことで改善されるのかお答えください。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。地域公共交通につきましては、今年度、交通の見直しを行っているところでございます。その中で、例えば人吉まで直接乗入りたいとか、乗入れてもらいたいとか、そういった利用者の方からのご意見もございます。ただ、直接というのはちょっと難しいですので、あとは路線バスも含めたところで相良村全体の地域公共交通を見直すと。その中で、具体的に乗合タクシーをどのように運行していくか、又は今路線バスが担っている部分を地域の公共交通として担っていくかというところを含めたところで、現在計画を見直してというところでございます。当初予算につきましては、例年の金額を計上させていただいてるところでございますので、そういった計画のほうの中身が変更になりましたら、また具体的に委託料のほうを変更させていただくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) はい、議長。これについては大変利用しにくいような事業でございまして、これだけお金を払う割には利用者が少ない。それでもこれだけのお金を払うというようなことで、何らかの形で改善しないと、もちろん利用する人が、例えば5,6,000円貰ったほうがかえっていいかなというような感じもするわけなんですよ。ということで、こういうことは早急に、やはり改善して欲しいと思っております。次に、その下の川辺川魅力創造事業計画策定業務委託ということは、その策定の業務委託に3,300万かかるんですか。これはあそこの、川遊びとかあんなところですか。そのことについて、えらい委託料として3,300万もかかるって、計画だけでこれだけかかるのかなということで、お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。この川辺川魅力創造事業につきましては、廻地区の廻り観音の周辺を整備するということで計画を今、進めているところでございます。極端な話、周辺整備でございますので結構広うございます。そのこの全体的な計画をどうしていくのかというところでの予算のほうを上げさせてもらってます。実際、委託発注して下がる部分もあるかもしれませんが、もう今の計画策定業務で必要な経費というところで計上させていただいてるところでございます。以上でございます。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) このような計画が理想どおりに実施できて、すればいいかなと思っておりますが、これはもう補助事業か何かでしょ。じゃないともったいないですよ。3,300万も、計画だけでね。というようなことで次いきます。次は51ページですが、非常勤職員の会計年度職員の報酬のことなんですが、戸籍住民基本台帳のマイナンバー業務補助金ということで、マイナンバー事業については、この方たちは会計年度任用職員ということですが、大体そのマイナンバーというのは、1日どれぐらいの方が来られるんですかね。それについて、こういう1人置かなくちゃいけないのかなと、七不思議なんですよ。その担当者の人が合間、合間にこのぐらいのことはできるんじゃないかなと思ひまして。大体1日平均どのくらいですか。そして、現在は何のぐらいの加入、この受給者、マイナンバーを取得された方がいらっしゃるかということをお尋ねします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。すみません。平均的な数字はちょっと出してきてないんですけど、今現在で村民の70パーセントの方が取得されております。

○8番(小善満子君) 40パーセント

○保健福祉課長(平川千春君) 70です。

○8番(小善満子君) 70ね。

○保健福祉課長(平川千春君) はい。

○8番(小善満子君) そして、1日どのぐらい来ます。

○保健福祉課長(平川千春君) 特に2月末は、マイナポイントの取得の申請期限があったので、多い時には10人とか20人とか、窓口のほうがすごく混んではいました。年間通してですと、2、3人という時もありますので、すみません、平均としては、ちょっと数字的に把握してないです。以上、お答えします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) やはりこのような人件費につきましては、やはりかなり絞っていかないと、本当にマイナンバーで業務が忙しくてもうずっと来られるなら、このようにして職員を置かなくちゃいけないと思うんですが、私、考えてみて、1日にどれぐらい来るだろうかって。10人も来ないんだろうと思いますよ。そこ2、3人だと思いますよ。来ない時もあると思います。そして、そのあそこにおられる2人も仕事できるんですからね。だからそのところをよく考えて、課長、こういうところは組まなくてよければ組まないというふうなことで、節約をして欲しいと思います。それから次、61ページなんですが、

○議長(黒木正照君) 8番議員、8番議員。

○8番(小善満子君) いいですか。はい、議長。もう3回になりましたけれど、お願いします。4回。はい。

○議長(黒木正照君) はい。ちょっとまとめてよろしいですか。

○8番(小善満子君) これ続けようかなと思ったんですよ。質問ば。だけれども、ちょっと答えをもらいましたので。同じ福祉課長です。61ページの高齢者外出支援運転手1人という、会計年度任用、これはもう3年目になるんですが、この賃金につきましても大体、高齢者に外出支援ということで、どのような仕事をなされるのか。と言うて、今のちょっと四浦や川辺とか、そういう高齢者がおるところにいろいろ尋ねてみたら、もう本当に年寄りが買い物にも行けないと。そういうことで困ってらっしゃるところがあるので、できたら、その何ですか、今、移動販売のようなのがありますよね。自動車にくんで。そういうのがあったら便利だなというような声が来たんですよ。だけれどもこの方たちも、そのような高齢者に対して、買い物でも何でもできるんでしょう。だから、こういうようなことを利用して、何らかの知恵を絞って、移動販売までしなくていいと思いますけれども、そのような形で、今日はこちらのほうを回りますとか、四浦のほうを回ります。もう店屋がないところにやはり行ってしないと、何かしら年寄りが本当に買い物も行けないというようなところ、それかと言って、運転もできないように免許も返したというようなところも多々あるんですよ。だからそういうところをやはり考えて、こういうフル活用できるような使用の仕方をお願いしたいと思うんですが。大体、高齢者の外出支援運転手というのは、どういう仕事をするんですかね。お願いします。

○議長(黒木正照君) はい、保健福祉課長。

{「はい。」と、保健福祉課長。}

○保健福祉課長(平川千春君) 保健福祉課長、お答えいたします。現在の高齢者外出支援の事業につきましては、村のほうでやっております介護予防教室。林業センター、総合体育館、川辺のセンター等でやっているんですけど、そちらの送迎が主な業務となっております。空いた時間につきましては、命のバトン、高齢者宅のほうに配置してるんですけど、そちらの内容の更新作業とかをやってもらっている状況です。以上

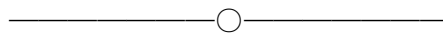
お答えいたします。

○8番(小善満子君) はい、議長。

○議長(黒木正照君) はい、8番議員。

○8番(小善満子君) はい、このことにつきましては、やはりフル活用していただいて、有効な、やはりこの利用の仕方をしないと。やはりそういうような、予算の無駄遣いということは言いませんよ。だけれども、せつかくその会計年度任用職員ということ雇用しているのなら、フル活用した、8時間はみっちり働いていただくようなことで、気配りをしていただかないかと思っております。以上です。

○議長(黒木正照君) はい。他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第21 議案第27号から日程第25 議案第31号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第21、議案第27号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計予算から、日程第25、議案第31号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計予算までを一括して議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第27号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計予算から、議案第31号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計予算までについて一括してご説明申し上げます。初めに、議案第27号、令和5年度相良村国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。令和5年度当初の歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ5億7,980万4,000円と定めるものでございます。予算の内訳は5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと1,871万4,000円の減額予算となっております。歳出の主なものは6ページに計上しておりますが、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保険事業費で歳出予算の約97パーセントを占めております。財源となります歳入の主なものは5ページに計上しておりますが、国民健康保険税、県支出金、一般会計からの繰入金及び繰越金でございます。次に、議案第28号、令和5年度相良村簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。令和5年度当初の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,552万2,000円と定めるものでございます。予算の内訳は5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと500万5,000円の増額予算となっております。歳出の主なものは、6ページに計上しておりますが、簡易水道事業費において深水・川辺・柳瀬・初神・田代及び棚葉瀬地区の簡易水道施設の維持管理費に要する経費を、公債費において起債の元利償還金を計上しております。財源となります歳入の主なものは5ページに計上しておりますが、水道使用料及び一般会計からの繰入金でございます。また、4ページの第2表では、地方

自治法第 230 条第 1 項の規定による令和 5 年度の公営企業法適用化事業の財源として借入予定の起債の目的、限度額、起債の方法などにつきましても併せてお願いするものでございます。13 ページから給与費明細書を、19 ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を、20 ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を記載しております。次に、議案第 29 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計予算についてご説明申し上げます。令和 5 年度当初の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,649 万 5,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は 5 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 683 万 6,000 円の減額予算となっております。歳出の主なものは 6 ページに計上しておりますが、農業集落排水事業費において中四浦、下四浦、川地区農業集落排水施設の維持管理費に要する経費を、公債費において起債の元利償還金を計上しております。財源となります歳入の主なものは 5 ページに計上しておりますが、下水道使用料及び一般会計からの繰入金でございます。また、4 ページの第 2 表では簡易水道特別会計と同様に、地方自治法第 230 条第 1 項の規定による令和 5 年度の公営企業法適用化事業の財源として借入予定の起債の目的、限度額、起債の方法などについても併せてお願いするものでございます。なお、12 ページから給与費明細書を、18 ページには債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を、19 ページに地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。次に、議案第 30 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。令和 5 年度当初の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 2,850 万 7,000 円と定めるものでございます。予算の内訳は 4 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 2,587 万 9,000 円の増額予算となっております。歳出の主なものは 5 ページに計上しておりますが、保険給付費及び地域支援事業費で歳出予算の約 99 パーセントを占めているところでございます。財源となります歳入の主なものは 4 ページに計上しておりますが、介護保険料、国及び県支出金、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金でございます。最後に、議案第 31 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。令和 5 年度当初の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,780 万円と定めるものでございます。予算の内訳は 4 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりでございますが、前年度と比較しますと 268 万円の減額予算となっております。歳出の主なものは 5 ページに計上しておりますが、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。財源となります歳入の主なものは 4 ページに計上しておりますが、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金でございます。

以上、議案第 27 号から議案第 31 号まで一括してご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。
ご質疑ありませんか。

{8 番議員、挙手。}

はい、8 番議員。

○8 番(小善満子君) 8 番議員、質問いたします。議案第 27 号、国民健康保険特別会計なんですが、これにつきましては、人件費が、任用の方が 3 名いらっしゃるんですよ。レセプト点検の方と保健師さんが 2 人ということで、このようにして人件費が上がってきているんですが、この載せなくてもいいのかもしれないけれども、会計任用職員の 2 人につきまして給与明細書は後ろのほうに付いていないんですが、これは付けなくてもいいんですかね。会計上。お尋ねします。総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○議長(黒木正照君) はい、総務課長。

{「はい。」と、総務課長。}

○総務課長(川邊俊二君) 総務課長、お答えいたします。国保の予算書の 21 ページ、

○8 番(小善満子君) 21 ページ

○総務課長(川邊俊二君) はい。の一番下から 2 番目

○8 番(小善満子君) 21 ページがあるんですか。

○総務課長(川邊俊二君) はい。これが会計年度任用職員の内訳になります。

○8 番(小善満子君) 19 ページまでしかないですよ。

○総務課長(川邊俊二君) 特別会計 21 ページ。21 ページ

○8 番(小善満子君) 19 ページで終わってとつとですよ。

○総務課長(川邊俊二君) そうですか。

○議長(黒木正照君) すみません。ここで暫時休憩します。

○

休憩 午後 01 時 58 分

再開 午後 02 時 02 分

○

○議長(黒木正照君) 休憩前に引き続き会議を開きます。8 番議員、確認していただきましたでしょうか。

○8 番(小善満子君) 確認するにしてもね。何を確認するんですか。

○議長(黒木正照君) 今もらったものを、

○8 番(小善満子君) はい、今貰えましたよ。今そのように載ってるのを貰いましたけれども。確かにそのように載っておりました。確認いたしました。これでいいんですか。全くおかしかもんね。いいですかね。終わります。

○議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、4 番議員。}

はい、4 番議員。

○4 番(徳田正臣君) はい、お尋ねいたします。ちょっとこういった物価高というご時世でありますので電気料金が上がっていくのはほぼ間違いないということで、政府はできるだけその電気料金を電力会社に抑える、値上げを抑えるように言っているところでありまして。これすみません。歳入歳出の総額についてはマイナスになっていたかと思うんですが、議案 29 号の農集排の電気代、10 ページ。1,680 万、かなりこの需用費として入ってるわけですね。簡易水道のほうも電気代が 900 万近く、895 万 2,000 円入っておりますけども。これはもう、どれだけ上がるか予測できないのは仕方ないんですけど、これ前年度並みに組んだということで、まずは解釈としてよろしいですかね。こっちか。それぞれ。

○議長(黒木正照君) はい、建設課長。

{「はい。」と、建設課長。}

○建設課長(大土手寛君) 建設課長、お答えいたします。まず、簡易水道特別会計の 10 ページですか。施設の電気料金 895 万 2,000 円。これは前年度比で 169 万 2,000 円の増です。それから、農業集落排水の特別会計の 10 ページ、これも施設電気料で 1,680 万円計上してありますが、前年度比で 204 万円増でございます。

○4 番(徳田正臣君) はい。

○建設課長(大土手寛君) よろしいですか。

○4 番(徳田正臣君) 分かりました。ちょっとそここのところの確認だけでした。以上で終わります。

○議長(黒木正照君) 他にご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。



日程第 26 議案第 32 号及び日程第 27 議案第 33 号

○議長(黒木正照君) 次に日程第 26、議案第 32 号、村道路線の廃止について及び日程第 27、議案第 33 号、村道路線の認定についてを一括議題とします。本案について提案理由の説明を一括して求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 32 号及び議案第 33 号につきましては、関連がございますので一括して提案理由を説明ご説明申し上げます。初めに、議案第 32 号、村道路線の廃止についてご説明申し上げます。村道山本新村線の廃止につきましては、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要がありますのでご提案するものでございます。次に、議案第 33 号、村道路線の認定についてご説明申し

上げます。村道山本新村線につきましては、終点を村道前田松馬場線との接続部に変更し、議案第 32 号で廃止します区間を含め、改めて村道の認定をするため、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要がありますのでご提案するものでございます。以上、議案第 32 号及び議案第 33 号につきまして一括してご説明いたしましたが、内容ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第 32 号、村道路線の廃止について及び議案第 33 号、村道路線の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。はじめに、議案第 32 号、村道路線の廃止についてを採決します。議案第 32 号、村道路線の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長(黒木正照君) 次に、議案第 33 号、村道路線の認定についてを採決します。議案第 33 号、村道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 28 議案第 34 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 28、議案第 34 号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 34 号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。今回の規約の一部変更は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日から人吉球磨広域行政組合を組織する構成市町村の議会議員の組織に関する議員定数を 30 人から 23 人に減らし、構成市町村から選出される議員の数を、人吉市を 8 人から 5 人に、錦町及び多良木町をそれぞれ 3 人から 2 人に、あさぎり町を 4 人から 2 人に変更するため、人吉球磨広域行政組

合規約の一部を変更するものでございます。本件が地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がありますのでご提案するものでございます。以上、議案第 34 号につきましてご説明いたしました但、内容をご審議のうゑ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第 34 号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 34 号、人吉球磨広域行政組合規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

起立全員です。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。



日程第 29 議案第 35 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 29、議案第 35 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

{「はい、議長。」と、村長。}

○村長(吉松啓一君) それでは、議案第 35 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。今回の事務の変更及び規約の一部変更は、熊本県市町村総合事務組合規約第 3 条第 10 号に規定する交通災害事務から、令和 5 年 6 月 30 日限りで玉名市が脱退することに伴い規約の一部を変更するものでございます。本件が地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がありますのでご提案するものでございます。以上、議案第 35 号につきましてご説明いたしました但、内容をご審議のうゑ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(黒木正照君) 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を

許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 35 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第 35 号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長(黒木正照君) 起立全員です。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

日程第 30 発委第 1 号

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 30、発委第 1 号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。趣旨説明を提出者に求めます。議会運営委員長、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、議会運営委員長。}

○議会運営委員長(高岡重盛君) 皆さん、こんにちは。発委第 1 号、令和 5 年 3 月 6 日、相良村議会議長、黒木正照様。提出者、議会運営委員長、高岡重盛。相良村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。提出の理由。個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の議会は同法の適用除外となるため、相良村議会における個人情報の適切な取り扱いに関し、共通ルールに沿った自律的な措置を講じるため相良村議会の個人情報の保護に関する条例を制定する必要がある。これが議案を提出する理由であります。議員の皆様には賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(黒木正照君) 趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

{「ありません。」と、呼ぶ者あり。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長(黒木正照君) 次に、日程第 31、委員会付託の件を議題とします。お諮りします。ただいま議題となっています議案第 9 号から議案第 19 号及び議案第 26 号から議案第 31 号は配布しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午後 02 時 16 分